

10	生活文化スポーツ局	悪質事業者等から都民を守る対策の強化
事業概要	<p>平成20年度の都内消費生活相談件数は125,281件で、対前年度比87%と数としては減少してきている。</p> <p>しかし、高齢者相談が引き続き増加するなど、消費者被害を生み出す事業者の手口が年々悪質化、巧妙化している現状に的確に対応するため、不適正取引行為を行う事業者に対して厳正かつ迅速な処分及び行政指導を実施し、都民の消費者被害拡大防止に取り組んでいる。</p>	
これまでの経過	<p>悪質事業者の取締り体制等の強化</p> <p>(1) 不適正行為を行っている事業者に注意指導を実施するほか、不適正内容が悪質若しくは改善されない場合は直ちに処分とする警告指導を実施 (平成20年度 15件)</p> <p>(2) 警視庁OB職員を配置する等、警察捜査ノウハウを活用し、悪質事業者に対する行政処分等を実施(平成20年度 30件)</p> <p>被害が拡大している取引類型の迅速な察知、緊急調査の実施 (平成20年度 SF商法事業者7社に業務停止命令等、浄水器の訪問販売業者4社に業務停止命令等)</p> <p>国、他府県との連携による広域的な指導、処分の実施</p> <p>(1) 五都県悪質事業者対策会議 五都県合同立入調査のうへ、同時行政処分を実施(平成20年度 緊急水道修理事業者5社に業務停止命令等、8件の同時処分)</p> <p>(2) 経済産業省との連絡調整 高齢者の消費者被害防止のための地域のしくみづくり</p> <p>(1) ガイドラインを活用した区市町村の取組支援(平成19年5月 福祉関係機関等へのガイドライン配布)</p> <p>(2) 区市町村等の消費生活相談の充実のための支援(高齢者相談マニュアルの活用、相談支援サイトの開発)</p>	
現在の進行状況	<p>キャッチセールスによるサプリメント販売で若者の被害が多かった事業者に対し、迅速な処分を実施(平成21年9月末 処分等10件)</p> <p>警告指導実施(平成21年9月末現在 6件)</p> <p>消費生活条例に基づく不用品回収事業者に対する初の禁止命令2社</p> <p>消費生活条例に基づく訪問販売による土地広告事業者に対する初の禁止命令1社</p> <p>五都県悪質事業者対策会議で抽出された事業者に、合同指導、処分を実施(平成21年9月 同窓名鑑の通信販売事業者1社に対し同時業務停止命令)</p> <p>効果的な処分のための情報収集等のために、経済産業省、消費生活センターとの連絡調整を随時実施</p> <p>高齢者の消費者被害防止のための地域のしくみづくり</p> <p>(1) ガイドラインを活用した区市町村の取組支援(先進事例等の情報提供等)</p> <p>(2) 区市町村等の消費生活相談の充実のための支援(高齢者相談マニュアルの活用、相談支援サイトの運用)</p>	

今後の見通し	引き続き警視庁、国、道府県等関連部門と協力しながら悪質事業者の取締りを積極的に実施していく。		
問い合わせ先	生活文化スポーツ局 消費生活部 企画調整課	電話	03-5388-3053